

建築物省エネ法が 改正されました

(令和元年5月17日公布)

- 省エネ基準への適合義務制度の対象が、
300㎡以上の非住宅建築物に拡大
されます
- 300㎡未満の小規模住宅・建築物に
ついて、建築士から建築主への省エネ
性能に関する説明が義務づけられます

